

ウイルス性肝炎患者の早期救済に関する意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいるといわれ、ウイルス性肝炎はまさに国民病です。しかもその大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われていています。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、肝臓がんの年間死亡者数約3万人の9割近くはB型、C型肝炎患者であります。

よって、政府におかれては、こうした状況を十分認識され、ウイルス性肝炎患者対策を一層推進し、患者の早期救済を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第 因子製剤を納入した医療機関は既に公表されている。これら血液製剤による感染の可能性の高さにかんがみ、これらの医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の受診を指導し、その結果を速やかに公表すること。
- 2 集団予防接種も肝炎ウイルスの大きな感染経路であり、その被害の実態調査を行い、適切な対応を取ること。
- 3 以下の対策を実施すること。
 - (1) ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減
 - (2) ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消
 - (3) ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策の実施
 - (4) ウイルス性肝炎に関するより一層の正しい知識の普及、啓発

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年6月19日

尼崎市議会議長

関係大臣あて